平戸市事業者支援給付金

対象要件を拡大します!

●誰が対象なの?

〇新型コロナウイルスの影響により、前年同月に比べて売上が20%以上減少し ている全ての事業者。ただし、下記の対象外となる事業者は除きます。

- 個人事業主は、市内在住者で市内又は他市町で事業を営んでいる方が対象。
- 法人は、市内で事業を営んでいる方が対象。

対象外となる事業者

- ・ 公務、法人税法別表第一に規定する公共法人。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る 「接客業務受託営業」を行う事業者。
- ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体。
- 農業、林業、漁業を営む方。ただし、左記以外の業種を兼業している方については、給付対象となる場合 がございます。
- 本市から支給される同類の給付金を受給している事業者。
- 個人事業主については、他市町から支給される同類の給付金等を受給している事業者。

▶いくらもらえるの?

前年同月との売上減額分×3か月×0.5(給付上限30万円) ※対象となる月は3月~5月の任意の月となります。

裏面も ご覧下さい

▶申請書はどこでもらえるの?

- 平戸市ホームページからダウンロード
- 市役所商工物産課、各支所、各出張所、度島ふれあいセンターに備えています。

▶申請期間は?

令和2年5月8日(金)から令和2年7月31日(金)まで(1か月延長します。) ※郵送で申請される場合は、必着となります。

申請書提出先・時間

○新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、原則として<u>郵送で</u>お願いします。

└郵送先:〒859-5192平戸市岩の上町1508-3平戸市商工物産課内

○郵送が困難な場合は、下記窓口にご提出ください。

平戸市商工物産課、田平支所、生月支所、大島支所、中部出張所、南部出張所、舘浦出張所、 度島ふれあいセンター 受付時間:8時30分~17時15分(土・日・祝除く)

問い合わせ先

平戸市商工物産課 【電話番号】0950-22-9141 【FAX】0950-23-3399

平戸市事業者支援給付金支給申請手続き

平戸市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により業況が悪化した市内の事業者を支援するため、表面に記載の事業者に対し支援金を支給します。

■支給対象の事業者

※支給対象者については表面をご確認ください。

- ■給付金の受給要件 次の(1)~(7)のいずれの要件も満たしていること。
- (1) 1年以上継続して事業を行っている人

2020年3月~5月の任意の1か月の売上が前年同月に比べて20%以上減少していること

- (2) 1年未満の事業者は、次のア〜ウのいずれかに該当すること
- ア 2020年3月~5月の任意の1か月の売上が、同月・同前月・同前々月の3か月間の平均売上より20%以上減少していること。
- イ 2020年3月~5月の任意の1か月の売上が、2019年12月の売上より20%以上減少していること
- ウ 2020 年3月~5月の任意の1か月の売上が、2019 年 10 月~12 月の3か月間の平均 売上より 20%以上減少していること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 申請者等は暴力団等に関与していないこと。
- (5) 申請日時点で事業を行っており、今後も継続する予定であること。
- (6) 申請日時点で創業後3カ月以上経過していること。
- (7) 個人事業主の方は、申請日時点で平戸市民となって3カ月以上経過していること。

■給付金額

以下の①と②を比べて、いずれか低い金額を支給

- ①前年同月の売上減額分×3ヶ月分×0.5
- ②30万円(上限額)

【給付額算出例】法人、個人:30万円上限

(1) 対象業種を複数営んでいる事業者の場合

◇計算方法(2019年の任意の月の売上 - 2020年の前年同月の売上)×3ヶ月分×0.5
【例】①2019年5月の企業売上:50万円(うち小売業:25万円、飲食業:25万円)
②2020年5月の企業売上:28万円(うち小売業:18万円、飲食業:10万円)
20%以上減少確認

① - ② =22万円×3ヶ月分×0.5=33万円 (給付額:30万円(上限を超過しているため)

(2) 対象業種と対象外業種を営んでいる事業者の場合

◇計算方法(2019年の任意の月の売上 - 2020年の前年同月の売上)×3ヶ月分×0.5

【例】2019年5月の企業売上:41万円(うち漁業:25万円、<u>飲食業:16万円)</u>2020年5月の企業売上:28万円(うち漁業:18万円、<u>飲食業:10万円</u>)

①2019年5月の対象業種の売上金額: 16万円

②2020年5月の対象業種の売上金額: 10万円 20%以上減少確認

① - ②=6万円×3ヶ月分×0.5=9万円(※)※給付額:9万円

■申請書類

- ①給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②事業を営んでいることがわかる書類

法人・・・直近の法人事業概況説明書

個人・・・営業許可証、パンフレット、ホームページの写し等

- ③月別売上高確認表(様式第2号)
- ④売上高の実績が分かる書類(決算書、残高試算表、売上台帳等)の写し

※様式第2号に、商工会議所、商工会、税理士、市内銀行、市内漁協などの証明がある場合は不要

- ⑤振込口座通帳の表紙の裏面の写し
- ⑥誓約書兼同意書(様式第3号)
- ⑦確認書類貼付台紙(様式第4号)
- ◎本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等の写し)
- ⑨委任状(様式第5号) ※必要な人のみ
- ⑩その他必要な書類